

電気通信大学における履修証明プログラムに関する規程

平成29年 3月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第164条の規定に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）における履修証明プログラムの編成方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 国立大学法人電気通信大学組織規則第17条から第24条までに定める教育研究組織（以下「部局等」という。）は、学長の承認を受けて、履修証明プログラムを編成することができる。

(履修資格)

第3条 情報理工学域が編成する履修証明プログラムの履修資格は、学則第35条の規定により本学に入学することができる者であることとする。

2 情報理工学研究科が編成する履修証明プログラムの履修資格は、学則第56条の規定により本学に入学することができる者であることとする。

3 前2項に定める部局等以外の部局等が編成する履修証明プログラムの履修資格は、履修証明プログラムの内容に応じて、前2項のいずれかに該当する者であることとする。

4 前3項に定めるもののほか、履修証明プログラムを編成する部局等（以下「実施部局等」という。）は、履修証明プログラムの内容に応じて、必要とする資格を定めることができる。

(履修証明プログラムの編成)

第4条 履修証明プログラムは、本学が開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 履修証明プログラムは、原則として、前学期若しくは後学期又は通年で実施するものとし、総時間数は120時間以上とする。

3 履修証明プログラムにおける講習又は授業科目は、本学の教員が担当するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、本学の職員又は学外の有識者を委嘱することができる。

5 履修証明プログラムにおける授業の方法は、学則の定めるところによる。

(編成の手続)

第5条 部局等の長は、当該部局等において履修証明プログラムを編成しようとするときは、別紙様式第1による履修証明プログラム実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、当該部局等の教授会等の議を経て、学長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 学長は、前項により実施計画書の提出を受けた場合において、当該計画の内容が適当であると認めるときは、これを承認するものとする。

3 実施部局等の長は、当該履修証明プログラムを廃止しようとするときは、当該部局等

の教授会等の議を経て、学長に届け出なければならない。

(履修証明プログラムの公表)

第6条 実施部局等は、履修証明プログラムの名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他必要と認める事項をインターネットの利用その他適切な方法によりあらかじめ公表するものとする。

(履修手続等)

第7条 履修証明プログラムの履修を志願する者（以下「志願者」という。）は、別紙様式第2履修願書（以下「履修願書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、実施部局等の長に願い出るものとする。ただし、志願者が本学の学生である場合は、実施部局等の長は、書類の添付を省略させることができる。

(1) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書

(2) その他実施部局等の長が必要と認める書類

2 履修証明プログラムに授業科目が含まれる場合において、志願者が当該授業科目の単位の取得を希望するときは、前項の願い出に併せて、学則第73条に規定する科目等履修生として入学を願い出るものとする。

(履修者の決定等)

第8条 前条の履修願書を受理した実施部局等の長は、当該部局等の教授会等の議を経て、履修証明プログラムの履修の可否を決定し、その結果を志願者に通知するものとする。

(入学料の不徴収)

第9条 履修証明プログラムを履修する者の入学料は、徴収しない。ただし、履修証明プログラムに授業科目が含まれる場合において、履修者が当該授業科目を科目等履修生として受講する場合は、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程（以下「授業料等徴収規程」という。）第2条の規定に基づき徴収する。

(受講料の納入)

第10条 履修を許可された者（以下「履修者」という。）は、本学が指定する期日までに、授業料等徴収規程に定める受講料を本学に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施部局等は、当該履修証明プログラムの趣旨、目的、内容等を総合的に勘案し、学長の承認を得て、前項に規定する受講料を徴収しないものとすることができる。

3 受講料の納入に係る費用は、履修者の負担とする。

4 徴収した受講料は、実施部局等の都合により、履修証明プログラムの編成を中止した場合を除き返還しない。

5 履修証明プログラムに授業科目が含まれる場合において、履修者が当該授業科目を科目等履修生として履修するときは、授業料等徴収規程第2条の規定にかかわらず、当該授業科目に係る授業料は徴収しない。ただし、第3項の規定により当該履修証明プログラムの受講料を徴収しないものとした場合を除く。

(教材費等)

第11条 履修者は、前条の受講料のほか、必要に応じて教材費その他の受講に必要な費用を負担するものとする。

(修了の認定)

第12条 履修証明プログラムの修了の認定は、実施部局等の教授会等の議を経て、学長が行う。

2 履修証明プログラムを修了した者には、別紙様式第3の履修証明書を交付する。

(実施体制の整備)

第13条 実施部局等は、履修証明プログラムの編成及び当該プログラムの実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式第 1

履修証明プログラム実施計画書

実施部局等				
履修証明プログラムの名称				
目的				
内容				
履修資格				
定員				
受講料		総時間数		
開設期間				
講習又は授業の方法				
修了要件				
その他特記事項				
履修証明プログラムの構成（開設科目等）				
開設科目等の名称	講習・授業科目の別	時間数	担当教員名	備考

備考：上記のほか、①授業科目の場合はシラバス、講習の場合はその概要、②実施スケジュール、③実施体制、④当該履修証明プログラムの評価体制、⑤その他参考となる資料を別葉で添付すること。

別紙様式第2

電気通信大学履修証明プログラム ()

履 修 願 書

平成 年 月 日

(実施部局等の長) 殿 フリガナ 氏 名 ㊟ (男・女) 平成・昭和 年 月 日生		写真貼付 3 cm×2.4 cm 無帽上半身 正面
このたび、電気通信大学（実施部局等）が開設する履修証明プログラムを履修 したいので、許可くださるようお願いします。		
住 所	〒 TEL — — 携帯 — — E-mail (※事務連絡などは基本的に E メールで行いますので、正確にご記入ください)	
連 絡 先 ※現住所以外を希望される場合に記入	〒 TEL — — 携帯 — — E-mail (※事務連絡などは基本的に E メールで行いますので、正確にご記入ください)	
勤 務 先	有・無	名称： 住所地： 部署： 職名： TEL — — FAX — —
学 歴	学校名	卒業年月日
	学校 科	年 月 日(卒・退・修)
	大学	年 月 日(卒・退・修)
		年 月 日(卒・退・修)
入学資格に係わる最終学歴の「卒業証明書」を添付してください。また同等以上の学力を有することを証明できる書類を添付してください。		

履修証明書

氏名
年 月 日生

学校教育法第105条の規定に基づき、本学
所定の プログラム（計 時間）を修め
たことを証する。

プログラムの概要（注）

本プログラムは、主として である者を対象として、 のような人材（能力）を養成することを目的とし、（ と連携して） 、 等を内容としたカリキュラムを提供するものである。

平成 年 月 日

電気通信大学長

⑩

（注）各種資格の取得に結びつくような場合は、その旨を付記する。